

町内防犯灯設置業務委託仕様書

1 目的

本業務は、町内会の申請に基づきLED防犯灯を設置することで、公衆の通行安全と犯罪の防止を図ることを目的とする。

2 委託期間

契約締結日の翌日から令和9年1月29日まで

3 履行場所

別紙「R8防犯灯設置一覧」のとおり

4 指定する防犯灯

(1) 品 番 パナソニック NNY20338LE1

(2) 消費電力 6.3W（電力会社申請入力容量 6.5VA）

5 業務内容

受託者は、次に掲げるとおり、防犯灯の設置を行うこと。

- (1) 防犯灯の取付高さは、原則地上面から4.5mとする。
- (2) 電力柱およびNTT柱以外の電柱には、低圧幹線の分岐部分に電線ヒューズ（250V－50A、密閉型、ホルダー、カバー共）を取付けること。
- (3) 電力会社ケーブルとの接続箇所2次側の配線は、EM-E EF 2.0－2C（VE16）を使用すること。
- (4) 電線の接続部分は、防水処理（自己融着テープ等の使用）を施すこと。
- (5) 電線の露出部分は、絶縁テープで保護し、半幅以上重ねて2回以上巻くこと。
- (6) 電線管の支持は、ステンレスバンド（W＝10mm）を使用し、支持間隔は1m以内とする。
- (7) 設置後は、正常に動作することを確認すること。
- (8) 電力会社等への手続きは、全て代行すること。
- (9) 作業中は、歩行者等の安全を確保すること。
- (10) 高所作業車を使用する場合は、道路使用許可申請を行い、交通誘導員を配置すること。
- (11) 設置に当たっては、事前に秋田市防犯灯保守管理業務受託者である秋田電気工事協同組合と協議すること。
- (12) 防犯灯の設置向きは、町内会に確認の上決定すること。
- (13) 特記なき事項は、一般社団法人日本電気協会が発行する内線規程（J E A C 8 0 0 1－2 0 2 2）によること。
- (14) 設置に伴う諸手続費は、受託者の負担とする。

6 提出書類

受託者は、業務の進行に伴い、次に掲げる書類を提出すること。

- (1) 工程表
- (2) 業務完了報告書
- (3) 完成写真の電子データ（電柱全景および防犯灯拡大）

7 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、電気設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 52 号）、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて市と協議し、定めるものとする。